

## 封印取付け受託者準則

(適用)

### 第1条

受託者は、道路運送車両法（以下「法」という。）、同法施行規則（以下「規則」という。）及び「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）（以下「委託要領」という。）、「封印取付け委託要領の運用等について」（平成18年10月4日付け国自管第87号）（以下「委託要領の運用等」という。）、並びに「封印取付け委託取扱規定」（平成26年3月28日付け長運登第709号）（以下「取扱規定」という。）の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

### 第2条

この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一、 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。
- 二、 有償受託者 第19条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者。

(封印の前渡し申請)

### 第3条

受託者は、運輸支局長（以下「支局長」という。）より封印の前渡しを受けようとするときは、次の各号により封印の前渡し申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- 一、 受託者に封印の前渡しをするときは、使用及び残存状況等を勘案して行う。
- 二、 前項の封印の前渡しをする数量は当該受託者の取付け計画の3箇月分を限度とする。

(封印の受領証等)

## 第4条

受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領証（第2号様式）を支局長に提出しなければならない。

（封印の受払簿）

## 第5条

封印の前渡しを受けた受託者は、封印の取付けを行う事業場ごとに封印受払簿（甲種受託者にあつては第3号様式、乙種受託者及び丙種受託者にあつては第4号様式）を備え付け、封印の出納状況を明らかにしておかなければならない。

2. 封印受払簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3. 封印受払簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

（封印取付け責任者）

## 第6条

規則第15条第1項に基づき選任された封印取付け責任者（以下「責任者」という。）は封印の取付け、保管及び出納事項に関する事項を適切に処理しなければならない。

2. 責任者は規則第15条の2に規定された自動車登録番号標、自動車検査証及び当該自動車の車台番号が同一であることの確認を適切におこなわなければならない。

（施封通知書）

## 第7条

甲種受託者は、第5号様式による施封通知書により封印取付けを行い、第5条の封印受払簿に出納状況を記載しなければならない。

（再封印申出書）

## 第8条

委託要領第2条（3）エによる乙種受託者及び委託要領第2条（4）ウによ

る丙種受託者における封印取付けにあつては第6号様式による自動車登録番号標再封印申出書を自動車検査証上の所有者から提出を受けて行なうこととする。

2. 提出された自動車登録番号標再封印申出書は封印取付け日より2年間保存するものとする。

(封印の保管)

## 第9条

受託者は、封印の紛失、盗難等がないよう施錠のできる施設に保管しなければならない。

(打損した封印等)

## 第10条

受託者は、打損又はき損した封印、及び不良の封印を第12条の封印取付け報告書に添えて支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

## 第11条

受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を書面で支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

## 第12条

有償受託者たる乙種受託者及び丙種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際支局長に封印取付け届出書(第7号様式)を2通提出しなければならない。

2. 前項において運輸支局長はその記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。

(封印の取付け報告書)

## 第13条

封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、封印取付け報告書（第8号様式）を支局長に提出しなければならない。

2. 封印の前渡しを受けた乙種受託者及び丙種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日、及び自動車登録番号を記載した書面（封印受払簿第4号様式の写）を添付しなければならない。

（封印の返納）

#### 第14条

取扱規定第6条により業務の廃止の承認を受けた受託者又は取扱規定第10条により委託の解除の通知を受けた受託者は、前条の報告書を添えて前渡しを受けた封印をすみやかに返納しなければならない。

（変更届）

#### 第15条

受託者は、次の各号の一に該当するときは14日以内に届出書（第9号様式）を支局長に提出しなければならない。

- 一、氏名又は名称及び住所に変更があったとき。
- 二、法人にあっては、その役員に変更があったとき。
- 三、事業場の名称及び所在地に変更があったとき。（事業場の位置を変更する場合を除く。）
- 四、封印の取付け責任者を変更したとき。

2. 前項の届出書には、次に掲げる書面を添えて届出なければならない。

- 一、前項第1号及び第2号に掲げる届には、戸籍抄本、商業登記簿抄本又は住民票抄本及び規則第13条第4号に該当しないことを証する書面

二、前項第3号による届（所在地の変更）には、これを証する書面

三、前項第4号に掲げる届には、封印取付け責任者選任書

（標識及び掲示）

#### 第16条

甲種受託者は封印の取付けを行う事業場に規則第14条の規定による標識を掲げるほか、封印取付け業務の日時を公衆の見易いように掲示しておかなければならない。

2. 乙種受託者及び丙種受託者にあつては、封印の取付けを行う事業場に前項の標識を掲げ、封印を取付ける自動車の範囲は「封印取付け委託書により委託を受けた自動車に係る封印の取付け」と表示するものとする。

（手数料額）

#### 第17条

取付けに対して支払う手数料の額は、1件ごとに定めるものとする。

（手数料の支払）

#### 第18条

手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者及び丙種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

（手数料の請求）

#### 第19条

受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて、支局長に手数料を請求することができる。

2. 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3. 乙種受託者及び丙種受託者は、前項の請求書を提出するとき

は、支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

(無償受託者)

## 第20条

受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料の請求権を放棄することができる。

(経過措置)

## 第21条

委託要領第2条(5)「ご当地ナンバー」にかかる封印取付けについては、本準則施行の際に現に旧取扱規定第9条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている乙種受託者並びに丙種受託者は取扱規定第4条による封印取付け委託書の交付を受けた者とみなす。

## 附則

1. この準則は平成18年11月1日から施行する。
2. 委託要領第2条(5)「ご当地ナンバー」にかかる封印取付けについては平成18年10月10日から施行する。

附則(平成21年3月6日付け 長運登第554号)

この準則は平成21年3月6日から施行する。

附則(平成26年3月28日付け 長運登第710号)

この準則は平成26年3月28日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

## 封印の前渡し申請書

長野運輸支局長殿

申請者住所

氏名又は名称

印

自動車登録番号標の封印について、下記のとおり前渡し願いたく申請します。

記

1. 取付けを委託されている業務の範囲

2. 前渡し数量

取付けを行う事業場	申請時残数	前渡し数
	個	個

備考 封印の前渡しを受けようとする数量は取付け計画の3ヶ月分を限度とする。

第2号様式

## 封印受領書

交付数量 \_\_\_\_\_ 個

上記封印正に受領いたしました。

平成 年 月 日

申請者住所

氏名又は名称

印

長野運輸支局長殿





第4号様式（乙、丙、丁種受託者）

封 印 受 払 簿

取付月等日	登録月日	登録番号	車台番号	出 納				取者付け印責任	備 考	
				受	払					残
					取付け	打 損	紛失等			
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	
									型・予・指・入・再・番・当・交	

備考欄の取付けの区分は以下のとおりとする  
 1. 型式指定車は「型」 2. 予備検新規車は「予」 3. 適合証等現車提示不要の中古車新規車は「指」  
 4. 管轄変更入り車は「入」 5. 番号標再交付、封印の滅失・毀損、整備取外しによる再封印車は「再」  
 6. 番号変更による封印は「番」 7. ご当地ナンバーへの単なる番号変更は「当」 8. 交換による封印は「交」とし、該当に○印することとする。

## 施封通知書

登録番号

長野 松本
----------

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長野運輸支局

### 備考

1. 登録番号は、当運輸支局が交付した登録事項等通知書に基づき、明確に記入して下さい。
2. この通知書を交付代行者に提出してナンバーの交付及び封印の取付けを受けて下さい。

所有者（所有権留保の場合は使用者）の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

県 税 務 課 経 由

自動車登録番号標再封印申出書

自動車登録番号	理由
	滅失 破損

注) 該当事項を○で囲んでください。

上記により再封印を依頼します。

平成 年 月 日

北陸信越運輸局 運輸支局長 殿

所有者  
(使用者)

住所

氏名  
又は名称

支局への送付は必要ありません。自社において2年間保存とする。

第7号様式

## 封印の取付け届出書

平成 年 月 日

長野運輸支局長殿

受託者住所  
氏名又は名称

事業場名

下記の自動車について封印を取付けます。

	車台番号	登録番号		車台番号	登録番号
1			1 1		
2			1 2		
3			1 3		
4			1 4		
5			1 5		
6			1 6		
7			1 7		
8			1 8		
9			1 9		
1 0			2 0		

車 両 数	型	予	指	入	再	番	当	計	確認印

(備考) 1. 余白は斜線で消すこと。

2. 型式指定車は「型」、予備検新規車は「予」、適合証等現車提示不要の中古車新規車は「指」、管轄変更入り車は「入」、番号標再交付、封印の滅失・毀損による再封印車は「再」、番号変更による封印は「番」、ご当地ナンバーへの単なる番号変更は「当」欄へ記載すること。

長野運輸支局長 殿

封印取付け報告書

受託者  
事業場 \_\_\_\_\_

平成 年 月分

封印取付け件数

--

件

受 入 れ		打 出 し	
前月繰越	個	取り付け	個
受入れ	個	不良品	個
		打 損	個
		紛 失	個
		残 り	個
計	個	計	個

取付け件数合計(甲を除く)

型式指定	予備検 新規	適合証扱 いの中古 車新規	管轄 変更入	再封印	番号変更	ご当地 ナンバー 番 変	交換	計
個	個	個	個	個	個	個	個	個

※注1：管轄変更入欄には、管轄地域内におけるご当地ナンバー地域への変更又は移転及びご当地ナンバー地域からの変更又は移転に伴う番号変更を含む。（ご当地ナンバー管轄内において単に番号標のみ諏訪ナンバーに変更する場合は「ご当地ナンバー番変」欄に計上）

受託者準則第 16 条（標識および掲示）

第 1 号様式の 3（封印取付け受託者の標識）（道路運送車両法施行規則第 14 条条関係）

<b>北陸信越運輸局 長野運輸支局長 委託 封印取付け受託者</b>	
氏名又は名称	30 cm
取付けをする 自動車の範囲	<b>封印取付け委託書により 委託を受けた自動車に係る 封印の取付け</b>
	40 cm

封印の取付けの委託に関する変更届

長野運輸支局長 殿

受託者住所  
氏名又は名称

印

自動車登録番号標への封印の取付けの委託について、下記のとおり

を変更したからお届けします。

記

1. 委託年月日及び委託番号
2. 変更年月日
3. 変更事項  
新  
  
旧
4. 変更理由